

長野県上伊那広域水道用水企業団被服等貸与規程

〔昭和 55 年 4 月 1 日〕
規 程 第 9 号

改正 平成 16 年 4 月 1 日規程第 9 号

平成 17 年 1 月 6 日規程第 11 号

(目的)

第 1 条 この管理規程は、長野県上伊那広域水道用水企業団（以下「企業団」という。）に勤務する職員の被服等を貸与することについて定め、もって労務の安全と業務の能率の向上を図ることを目的とする。

(被服等取扱責任者)

第 2 条 被服等の貸与等の事務を行わせるため、被服等取扱責任者（以下「責任者」という。）を置く。

2 前項の責任者は、事務局長をもって充てる。

(貸与被服の品目、貸与対象者、員数及び貸与期間)

第 3 条 貸与被服の品目、貸与対象者、員数及び貸与期間は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、企業長は、職員の勤務の性質、被服の品質に応じて必要があると認めるときは、貸与期間を伸縮することができる。

(貸与の申請及び貸与台帳)

第 4 条 個別被服等の貸与を受けようとする者は、被服等貸与申請書（様式第 1 号）を責任者に提出しなければならない。

2 責任者は、個別被服等貸与台帳（様式第 2 号）を備え必要な事項を記載し、保管しなければならない。

(貸与被服等の保全義務)

第 5 条 被服等の貸与を受けた者は、これを勤務中着用するものとし、善良な管理者の注意をもってその保全に努めなければならない。

(貸与被服等紛失の場合の処置)

第 6 条 個別被服等の貸与を受けたものが、その貸与を受けた被服等を紛失したとき、又はき損により使用に耐えなくしたときは、被服等再貸与申請書（様式第 3 号）に、き損により使用に耐えなくなった被服等を添えて、責任者に提出しなければならない。

2 貸与被服等の貸与を受けたものが、その貸与を受けた被服等を紛失したとき、又はき損により使用に耐えなくしたときは、速やかに被服等紛失（き損）届（様式第 4 号）を責任者に提出しなければならない。

(貸与被服等の返納)

第 7 条 被服等の貸与を受けた職員が、転勤、休暇又は退職したときは、そのものは、直ちにその貸与を受けた被服等を責任者に返納しなければならない。

2 被服等の貸与を受けたものが死亡した場合には、責任者はその貸与した被服を返納するための処置を講じなければならない。

(貸与被服の払下げ)

第 8 条 個別貸与被服等で、別表に掲げる貸与期間を経過したものについては、これ

を貸与を受けた者に無償で払い下げることができる。

(被服等の品質)

第9条 貸与する被服等の賠償については、予算の範囲内において、その都度企業長が定める。

附 則

この管理規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年4月1日企業団規程第1号)

この管理規程は、昭和56年6月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日規程第9号)

この管理規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年1月6日規程第11号)

この管理規程は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

貸与対象者	品目	員数	貸与期間(月)	備考
管理修繕業務及び工事監督等主に野外作業に従事する職員	作業上衣	1	24	
	作業ズボン	1	24	
	作業シャツ	2	24	長袖1、半袖1
	作業帽子	1		
	防寒作業衣	1		
	雨外被	1		
	安全靴	1		
	ゴム長靴	1		
採水及び水質検査等に付随して野外作業に従事する職員	作業上衣	1	24	
	作業ズボン	1	24	
	作業シャツ	2	24	長袖1、半袖1
	作業帽子	1		
	防寒作業衣	1		
	雨外被	1		
	ゴム長靴	1		
	防寒靴	1		
上記以外の職員	ブーツ靴	1		薬品類を取扱う職員
	作業上衣	1	24	
	作業ズボン	1	24	
上記以外の職員	作業シャツ	2	24	長袖1、半袖1

(備考)

貸与期間の指定のないものは、使用に耐える期間とする。

様式（省略）

